

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7実施分）」【中小事業者向け】について （支給額・対象期間追加）

実施期間や協力金については、変更になる可能性がありますので、東京都や商工会のホームページなどで、ご確認をお願い致します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され、営業時間短縮が強化されることに伴い、要請に全面的にご協力いただける中小の飲食事業者等に対し、新たに協力を支給いたします。

【支給額及び対象期間】

- 緊急事態措置期間開始の令和3年1月8日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合（31日間）：一店舗あたり186万円
- 令和3年1月12日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合（27日間）：一店舗あたり162万円
- 令和3年1月22日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合（17日間）：一店舗あたり102万円 **今回追加分**

【主な対象要件】

- ・「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等※
 - ※飲食店（テイクアウトサービス、宅配除く飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗
 - ※遊興施設等（バー、スナック、カラオケボックス等で飲食店営業許可を得ている店舗（ネットカフェ、漫画喫茶は、対象外）
- ・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること
- ・対象期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ・ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと
「感染防止徹底宣言ステッカー」は、下記の東京都HPへアクセスし、必要事項を入力して、プリントアウトして下さい

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

【申請受付】

- ・令和2年12月18日から令和3年1月7日までの営業時間短縮要請に係る協力金とは、別途申請を受け付ける予定です。
- ・ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

【問い合わせ】

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金センター

電話 03-5388-0567（9時から19時まで毎日）

掲示用ポスター（営業時間の短縮のお知らせ）の雛型は、日野市商工会のホームページからダウンロードすることも出来ますのでご利用下さい。

日野市商工会では、感染防止徹底宣言ステッカーの入手方法、感染拡大防止協力金などの各種給付金等の申請に対する中小企業診断士による相談支援を実施しております。予約制となっておりますので下記の電話番号でお申し込み下さい。

日野市商工会 電話：042-581-3666（平日：9時～17時30分）